

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の世帯の項中 「

77,200	80,000	82,900	85,700	88,500	91,300	94,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 を

「

77,000	79,900	82,700	85,500	88,300	91,100	93,900
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市保育所条例施行規則の規定は、令和3年2月分の京都市保育所条例第6条本文に規定する保育費用（以下「保育費用」という。）から適用し、同年1月分までの保育費用については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)